

原子力発第06084号  
平成18年6月29日

愛媛県知事  
加戸守行 殿

四国電力株式会社  
取締役社長 常盤百樹

伊方発電所第3号機 中央制御室への蒸気浸入に係る  
調査結果に関する国への報告について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年4月4日付で経済産業省原子力安全・保安院長から指示のありました「中央制御室への蒸気浸入に係る対応について」(平成17・03・31原院第3号)に基づき、伊方発電所第3号機における中央制御室への蒸気浸入に係る調査結果の報告を行いましたので、安全協定第10条第4項に基づき、別添のとおりご報告いたします。

敬 具

原子力発06083号  
平成18年6月29日

経 済 産 業 省  
原子力安全・保安院長  
広 瀬 研 吉 殿

四 国 電 力 株 式 会 社  
取締役社長 常 盤 百 樹

伊方発電所第3号機

中央制御室への蒸気浸入に係る調査結果の報告について

平成17年4月4日付「中央制御室への蒸気浸入に係る対応について」(平成17・03・31 原院第3号)に基づき、伊方発電所第3号機における中央制御室への蒸気浸入に係る調査を実施しましたので、別紙のとおり報告いたします。

別 紙

伊方発電所第3号機 中央制御室への蒸気浸入に係る調査結果について

別 紙

伊方発電所第3号機

中央制御室への蒸気浸入に係る調査結果について

平成18年6月  
四国電力株式会社

## 1. 調査目的

経済産業省原子力安全・保安院文書（平成 17・03・31 原院第 3 号、NISA-134b-05-3）に基づき、美浜発電所 3 号機二次系配管破損事故において発生した中央制御室内への蒸気浸入に係る対応として、中央制御室の居住性を確保するため、中央制御室およびケーブル処理室につながるケーブルトレイおよび電線管の貫通部のシール施工の健全性を調査する。

## 2. 調査範囲

調査対象は、中央制御室につながるケーブルトレイおよび電線管の壁貫通部および床貫通部とする。なお、ケーブル処理室に該当する部屋がないため、中央制御室のみを対象とする。

また、中央制御室床貫通部のようなケーブルトレイまたは電線管に布設されていないケーブル単体が通過する壁貫通部及び床貫通部についても調査対象とする。

（添付資料 - 1）

## 3. 調査方法

貫通部のシール施工状況の確認を外観目視により行う。外観点検は各貫通部への接近性を考慮して少なくとも一方から点検することとし、目視可能な範囲のシール施工の状況を外観目視により確認する。

確認の結果、シール施工されていない場合、またはシール箇所欠けや浮き上がり等による隙間がある場合は「シール不適切箇所」として記録するとともに、シールの手直しを実施する。また、シール施工箇所に隙間が認められない場合は「シール健全箇所」として記録する。なお、シール性には問題がないが、念のためシール材の補充や手直し（予防保全）を実施する場合、「シール健全箇所（予防保全実施箇所）」として記録する。

（添付資料 - 2）

また、シールの手直しについては、添付資料 - 3 に示すシール施工方法に従い実施することとする。

#### 4. 調査結果および対策状況

伊方発電所第3号機第9回定期検査（平成18年4月30日解列）期間中の平成18年5月8日～平成18年5月25日の間で調査を実施したところ、下表のとおり点検結果となった。

点検の結果、シール不適切箇所およびシール健全箇所（予防保全実施）が確認された箇所については、上記期間内にシール手直しを実施した。

「シール不適切箇所」「シール健全箇所（予防保全実施箇所）」についての詳細は、添付資料 - 4, 5 を参照。

貫通区分	貫通部の種類	貫通箇所数	×		
			シール健全箇所数	シール健全箇所数 (予防保全実施箇所)	シール不適切箇所数
3号中央制御室(床面)より 安全補機開閉器室(天井面)	ケーブル	8	8	0	0
	電線管	81	13	68	0
3号中央制御室(壁面)より 2次系計装盤室側通路部	ケーブル	8	8	0	0
	電線管	3	0	3	0
3号中央制御室(壁面)より 1次系計装盤室	ケーブル	10	10	0	0
	電線管	7	1	6	0
3号中央制御室(壁面)より 運転員控室, 給湯室	ケーブル	7	7	0	0
	電線管	4	0	4	0
3号中央制御室(壁面)より タービン建屋	ケーブル	3	3	0	0
	電線管	3	0	3	0
3号中央制御室(天井面)より 空調ユニット室(床面)	電線管	3	0	3	0
PAルーム(壁面)より 2次系計装盤室及び通路	ケーブル	1	0	0	1
	電線管	1	0	1	0
PAルーム(天井面)より 空調ユニット室(床面)	電線管	1	0	1	0
合 計		140	50	89	1

#### 5. 添付資料

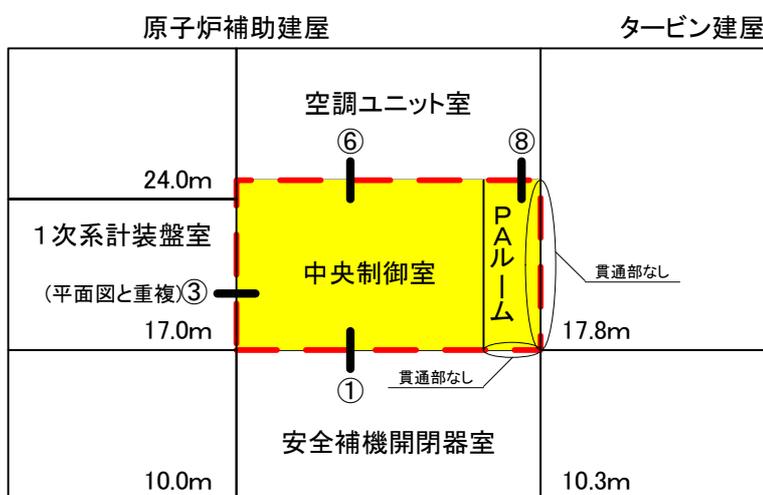
- (1) 伊方発電所第3号機調査範囲
- (2) シール状況確認、手直しのフロー
- (3) シール施工方法
- (4) 調査結果 シール不適切箇所
- (5) 調査結果 シール健全箇所（予防保全実施箇所）

# 伊方発電所第3号機 調査範囲

調査対象は、中央制御室につながるケーブルトレイおよび電線管の壁貫通部および床貫通部とする。

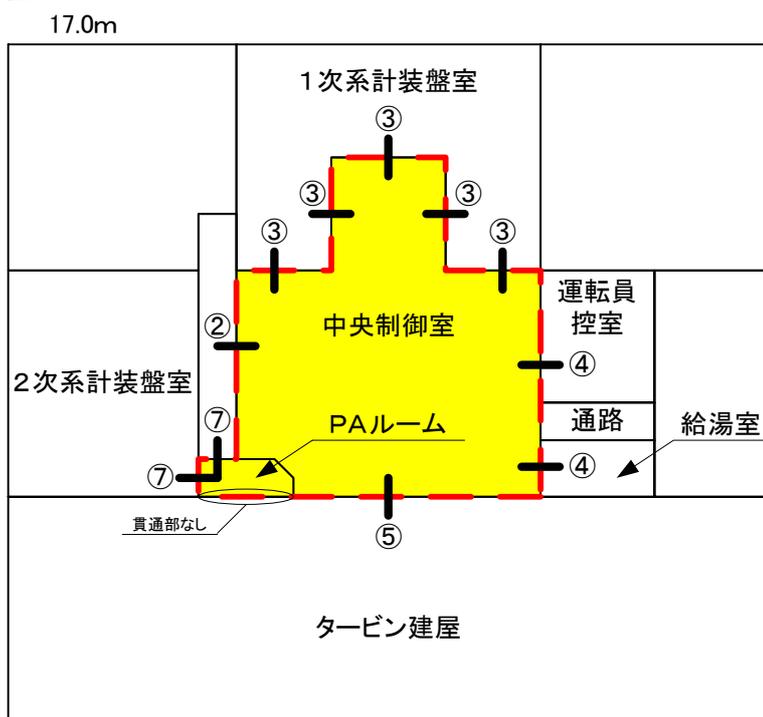
※ --- 部の貫通部が調査範囲

側面図



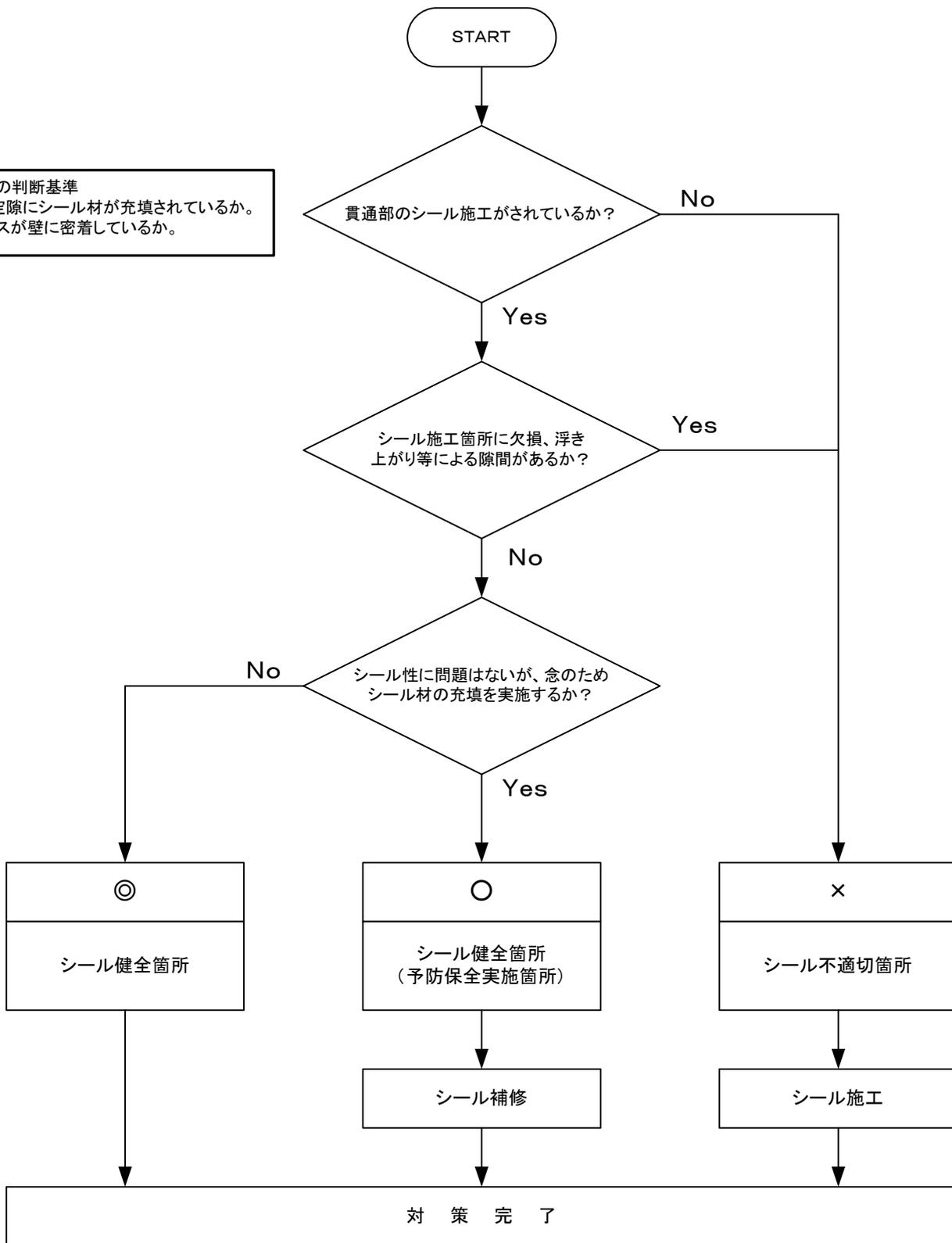
図中の①～⑧は前頁の点検結果一覧表中の貫通部区分に対応している。

平面図



# シール状況確認、手直しのフロー

シール施工の判断基準  
 ・貫通部の空隙にシール材が充填されているか。  
 ・ブルボックスが壁に密着しているか。



「シール不適切箇所」の例  
 ・シール材が充填されるべき所にされていない。  
 ・シール材がひび割れ等により、全体又は一部が欠損している。  
 ・シール材に欠損はないが、隙間ができています。

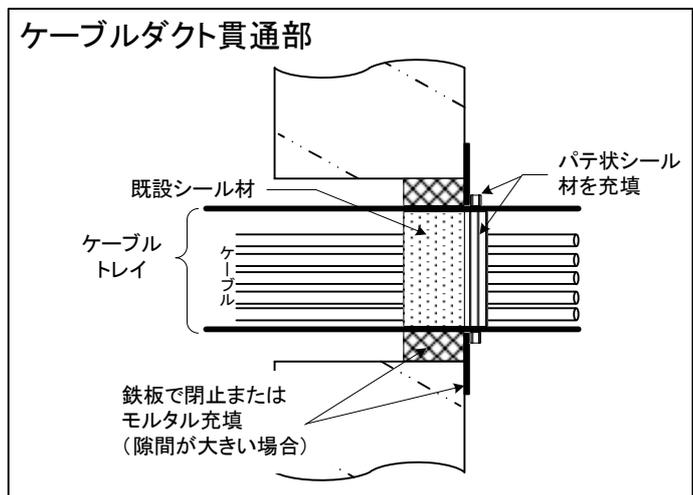
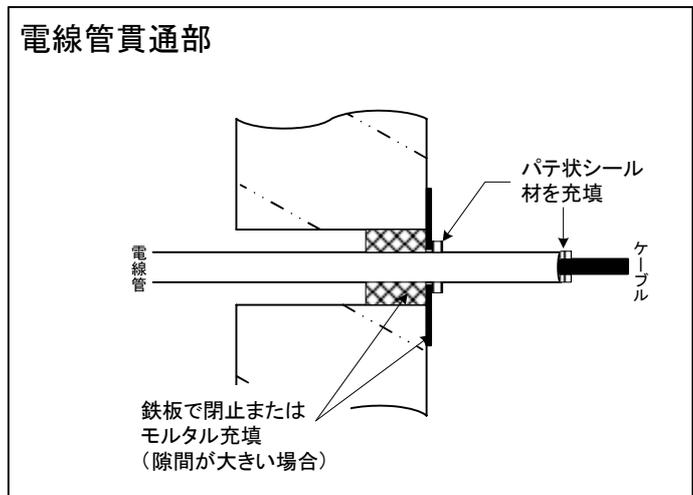
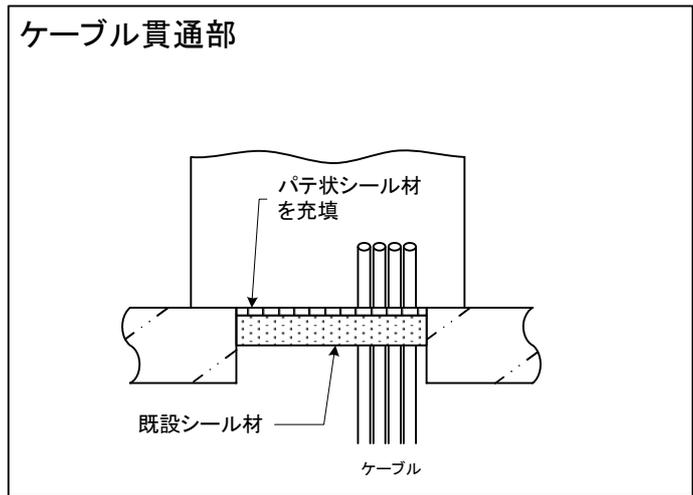
(補足)  
 貫通部への接近性から、既存シール施工箇所の状況が確認できない場合は、「シール不適切箇所」として記録し、シール施工を行う。

シール施工方法

シール施工方法

シール施工については、下記に準じて実施する。

(シール施工例)



## 調査結果 シール不適切箇所

場所		P Aルーム(壁面) - 2次系計装盤室	
実施日	平成18年5月24日	修繕方法	DFパネルにて貫通部をシール処置した。
手直し前	P Aルーム側		手直し後
			

## 調査結果 シール健全箇所（予防保全実施箇所）

場所			3号中央制御室(床面) - 安全補機開閉器室(天井面)
実施日	平成18年5月12日	修繕方法	当該箇所は下階天井面でシール施工されているが、念のためDFパテでシール処置した。
手直し前	3号中央制御室側		手直し後
			